

## 韓国における老人扶養の変化と老人扶養政策

金香男  
Kim Hyang Nam

### はじめに

韓国は急速に経済成長を成し遂げた国、儒教的伝統を重んずる国であるといわれている。実際、東アジアの中でも、儒教の教えを今日まで強く保持している社会といえる。近代化の過程で、儒教が完全に否定されたという歴史的事実はみられないし、家族主義的伝統の中で老人たちは、敬老孝親の価値観を持つ子どもや孫世代から手厚くもてなされてきたのである。

しかし、1960年代以降韓国の家族は、家族形態や家族成員の人間関係など、様々な面で急激な変化を経験しつつある。平均寿命の延長に象徴的にみられるように、人口構成における老人層の割合が急激に増加してきた。その反面、産業構造の変化と若年労働力人口の都市集中化、価値観の変化などによって、老人に対する家族扶養の機能は弱くなってきている。韓国は2000年に65才以上の老人が、全人口の7%を超える高齢化社会を向えることになるが、政府の政策としては、家族扶養を期待しているばかりである。子どもは伝統社会と同質の‘孝’を実行することが難しくなり、老人の老後への不安を増大させている。

他の国に比べて、韓国の家族は親子関係においてその特徴がある（服部、金香男）。親子関係には、いまだ伝統的な意識が根強く残っており（金香男 1997）、今後どのように変化していくのか注目される。本論では、家族を取り巻く社会経済的な環境の変化の中で、老人扶養意識・同居規範がどのように変わってきたのか。また、現在韓国で

行われている老人扶養政策はどういうものかを明らかにしたい。

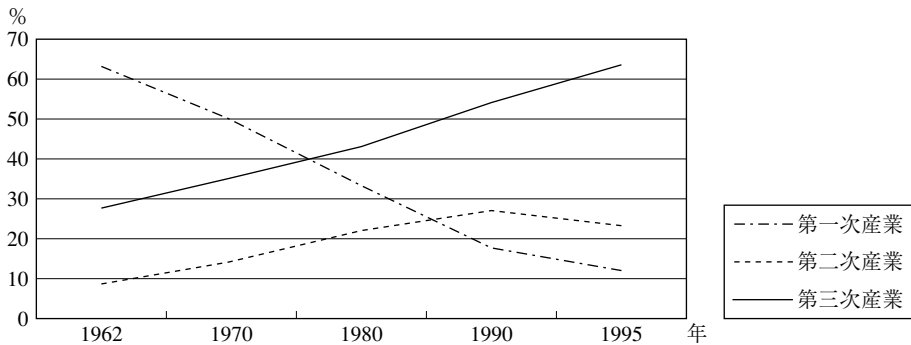
### 第1節. 社会経済的構造の変化

#### 1. 経済成長と人口移動

韓国の経済は、工業化を基軸とした1962年からの経済開発5カ年計画によってめざましい発展をとげてきた。その経済成長の持続によって、経済開発開始に一人当たりのGNPが80ドルだったものが、1995年には1万ドルを超えるに至った。このような急速な成長は産業構造の変化を伴った。産業別就業者（図1）をみてみると、経済開発を開始した1962年には、就業人口の63.1%が第一次産業者であった。しかし、95年にはそれは12.5%まで低下し、急激な就業構造の変化が起こったのである。第二次産業への就業者は、60年代から80年代後半にかけて急速に増加したが、90年以降は減少に転じた。また第三次産業の就業者比率は、1995年現在64%となっている。これがわずかに30年間で起こった変化であり、いかに急激に工業、サービス部門が成長してきたかがわかる。

このような、韓国経済の急速な発展と産業構造の変化は、人口の都市への集中化をもたらすことになった。農村に蓄積されていた過剰労働力は、続々と都市に職場を求めて移動し、ソウル、釜山、大邱など大都市や、京畿道などのソウル周辺に膨大な人口が集積された。これは政府による積極的な経済投資が、都市部の産業部門に集中したことによるといえる。特に首都ソウルでは、1960

図1 産業別就業者



資料：統計庁「統計でみる大韓民国 50 年の経済社会上的変化」1998

年から 1995 年までの 35 年間に、人口は約 245 万から 1076 万へ、およそ 4.4 倍に増加した。また、釜山、大邱などの大都市においても、同期間の人口増加は 3 倍以上となっている。1995 年現在ではソウルに全人口の 24%、釜山 8.6%、大邱 5.4%、京畿道には 16% が居住し、ソウルと京畿道を合計した首都圏では 40% を超えている。その結果、都市に居住する人口の比率は、1960 年の 28.0% から 1990 年には 74.4% となり、1940 年代の農村人口の数値と逆転した。これは、韓国が農業従事者を中心とする社会から、主として雇用労働者からなる都市生活者を中心とする社会となり、そのライフスタイルも大きく変化してきたことを意味している。

## 2. 家族構造の変化と少出産化

1960 年代以降の産業化と都市化の急激な進行にともなって、家族の構造にも大きな変化がみられた。従来の韓国の家族は、親と長男夫婦、孫の同居する父系血縁を中心とした直系家族が、その典型的な形態であった。ところが、産業化と都市化における就業機会の増加、高等教育機関の都市部への集中、ならびに農村地域の低開発によって、若い世代を中心として大量の人口が都市へ移

動したのである。その結果、現実生活において、従来のように長男との同居扶養を期待することが困難な状況も生まれている。親を地方に残し、息子たちが都市に移住して所帯をもつケースが急増した。都市では、サラリーマン化した子どもたちにとって、親を扶養することは負担が大きいという経済的な事情もあり、同居を妨げる住宅事情もある。そのうえ、若い世代に顕著にみられる核家族志向により、親と息子夫婦が別居するケースが増えている。すなわち、都市・農村を問わず、核家族が進行しているといえる。

まず、世帯の平均規模をみると、1960 年 1 世帯当たり平均 5.6 人だったものが、1980 年には 4.5 人に、1995 年には 3.3 人に減少している。また家族形態からみても表 1 が示すように、3 世代世帯は 1960 年の 26.9% から 1995 年の 9.8% へと大幅に減少し、代わって 1 世代世帯、単身世帯が増加している。その最も重要な要因として、成人子どもとの別居による老人世帯の増加、老人一人世帯の増加があげられる。

出産についてみれば、韓国の家族は従来「多産多福」を家族の理想としてきたが、1962 年から実施された人口抑制政策（家族計画事業）の成果によって、著しく少出産化が進んでいる。1960

表 1 韓国の家族構成と平均人数

単位：%

	1 世代世帯	2 世代世帯	3 世代世帯	4 世代世帯	単身世帯	非血縁世帯	平均人数
1960	7.5	64	26.9	1.6	—	—	5.6
1965	5.7	67.7	24.1	2.6	—	—	5.5
1970	6.8	70	22.1	1.1	—	—	5.2
1975	6.7	68.9	19.2	0.9	4.2	—	5.1
1980	8.3	68.5	16.5	0.5	4.8	1.5	4.5
1985	9.6	67	14.4	0.4	6.9	1.7	4.1
1990	10.7	66.3	12.2	0.3	9	1.5	3.7
1995	12.7	63.3	9.8	0.2	12.7	1.4	3.3

資料：統計庁「韓国の社会指棟」1996

表 2 韓国の子供出生率及び出生性比

単位：人

1966	1970	1975	1980	1985	1990	1995
4.8	4.5	3.4	2.8	1.7	1.6	1.7
—	109.5	112.4	105.3	109.4	116.6	113.3

資料：統計庁「人口動態統計年報」1996  
 韓国女性開発院「女性統計年報」1996  
 出生性比—女兒 100 人当りの男児数

年代中頃まで、平均 5 人台を維持してきた出生率は、1995 年には 1.7 人へと激減した（表 2）。しかしその一方で、男系血統の存続が血族拡大の要と考えられてきた社会であったため、男児出産への願望は依然として強い。

韓国消費者 research は、1999 年に全国 5 大都市の子どもをもつ 20、30 代の母親 500 名を対象に、「新世代母親の子ども観」について調査を実施した。その結果によると、「息子（男の子）は、必ず必要だと思いますか」と質問したところ、75% が必要だと答えた。その理由は、「婚家の家父長的な要求のため（44%）」「老後にたよりになるので（28%）」「子どもが一人のみなら、必ず息子でなければならない（27%）」だった。既成世代とは違って、現在の若い母親は自由な生活環境のなかで育ったので、進歩的な子ども観を持っていると思われる。いままでの社会通念を打ち破った結果となった（韓国日報 1999. 9. 27）。

新世代の女性も子どもを産むと、旧世代になるのではないかと大きく取り上げられたこともある。このような出産にかかわる家族理念が、韓国社会に出生児の性比の極端な不均衡を生み出し社会問題となっている。また、家族の小規模化・少出産化は老人の扶養人数の縮小を意味しており、いままで家族扶養に依存してきた老人の不安を増大させている。

## 第 2 節. 敬老孝親と老人扶養の形態

### 1. 敬老孝親

今日、韓国社会における老人とは、老化に伴って身体的・精神的な衰えと社会的役割の減少によって依存的になってはいるが、これを社会・文化的に「孝」という概念で保償し、年長者としての権威を持つ人といえる。結局老人とは、人生の最後の段階で身体的・精神的な機能が衰弱し、社会的な役割が減り特殊な性格を持つ人で、人口、経済及び社会・文化的要因の複合的な作用によって生活機能を正常的に発揮できない人と定義することができる（徐炳淑 1991: 3）。

ところで、伝統的な社会で老人は重要な位置を占めていた。彼らは宗教行事の主管者で、重要財産の所有者、管理者だった。そして、老人は社会秩序を維持し、若い世代を教育するにおいても重要な役割を遂行してきた。彼らは家庭内ばかりで

はなく、社会においても尊敬の対象、権威の象徴であった（韓南濟 1984：287）。しかし、産業化の影響によって家庭と社会において、老人の地位は中心的な存在から周辺的な存在へと変わってきたのである。

韓国の伝統的な慣習では、老人に対する扶養は、家族が扶養するのが当然だと思われ、‘敬老孝親’の思想に根ざした一つの美德と見なされてきた。儒教における‘孝’は親と子の関係の中で、子の親に対する関係の道徳的規範を設定した概念である。また、孝は自然的なものであると同時に社会的な側面が強く、教育と規範によって強調されないとうまくいかない場合もある。従って、必ず孝に関する教育が必要とされるのである（慎・張 1996：146）。現在でも韓国の子どもたちは、親と家族を最も大事にするように社会化される。さらに、これらの孝に関する社会的な努力はいまも続けられている。

とにかく、韓国において孝の倫理が、最も強調された時代は朝鮮だといっても過言ではない。韓国の伝統社会における孝の強調と教育と実践の奨励は、長い間韓国の伝統社会と伝統家族内で文化化され、韓文化と韓国家族制度の特殊性の一つになってきたのである。最近になって、‘孝’概念の再規定化をめぐる議論が活発に行われている。その理由は韓国社会が産業化過程で大きく変化したこと、そのうえ若者の道徳性ばかりではなく、老人の福祉に孝が重要な影響を及ぼすからである。

## 2. 老人扶養の形態

一般的に老人扶養は扶養主体によって、公的扶養と私的扶養に分けることができる。私的扶養には、自己扶養と家族扶養がある。公的扶養とは、地域社会及び国家の社会保障あるいは福祉施設による老人扶養のことをいう。また私的扶養の一つ

である自己扶養とは、老人自身が老後に独立した生計を維持することである。家族扶養は、子どもによって扶養されることで、次の三つの形態がある（金兌玄 1994：54）。

- ・子どもと同居しかつ扶養される
- ・独立した老人世帯を構成しながら、子どもから経済的・情緒的な援助を受ける
- ・有料養老院など社会施設に預けられ、子どもから経済的な援助を受ける

韓国における老人扶養の形態は、私的扶養でかつ子どもによって扶養される家族扶養が大部分を占めている。そのうえ、家族扶養が同居を前提にしてきたことから、別居は扶養責任の免除という傾向が強かった。このような状況で、子どもと別居して生活する老人世帯が増加している現象は、老人に対する家族の経済的な扶養機能が低下していることを意味している。

元来、老人扶養は老人が属した家庭内で、同居家族によって維持されてきた。すなわち、老人の生活上の基本的な欲求を充足するのに、必要な資源の援助は家族によって保障され‘老親扶養’の家族規範は当然視されてきたのである。伝統社会では、長男が老親と同居しながら家系相続者として義務を果たしてきた。しかし、産業化・都市化による老人人口と扶養人口の社会心理的・地理的な分離、女性の就業及び社会活動の拡大、個人主義的意識の拡大は家族の構造的・機能的な側面で大きな変化を招いている。それと同時に、老人扶養の意識と価値観にも大きな変化をもたらしている。

急激な社会変化とともに、家族の老人扶養機能は弱くなっている。これからも家族の老人扶養機能は、さらに低下すると予測される。従って、現代社会で老人扶養を、家族扶養のみで解決するのは難しく、社会的支援が不可欠となる。韓国における老人問題は、いままで老人扶養を担当してき

た家族の扶養機能が、家族の構造的変化とともに急速に弱くなっているのに対し、老人自身の老後準備及び社会的な支援体系が、大きく不足していることに由来する。

### 第3節. 老人扶養の変化

父系血縁を中心とした直系家族では、財産相続などの権利ばかりではなく、親に対する義務が父親から息子へ継承されるのである。親に対する子どもの義務は様々であるが、ここでは、親との同居を中心に老人自身が考えている老後の生活と、親に対する扶養意識がどのように変化しているのかを、全国的な規模の調査結果を中心に考察していく。

#### 1. 財産相続

韓国の伝統的な慣習で老人が子どもによって扶養されてきたといっても、すべての子どもによって扶養されたわけではない。ある意味では、長男単独扶養制度だったといっても過言ではない。伝統社会で長男は老親扶養、家系継承、祖先祭祀などの責任を持つ代わりに、戸主権と財産に対する優先権が与えられてきた。従って、老親の扶養と戸主・財産の継承の権利といった点で、いちおうの均等が保たれていたということが出来る。しかし、1990年に新たに改正された家族法では、老親は子ども全員で扶養することとなり、財産相続においても、従来の長男優待不均等相続から完全な均等相続へと変わった。

いままで、家系相続人に偏重していた老親扶養に対する権利と義務の関係は、子ども全員に拡大され、老人の保護を強化したかのようにみえた。しかし、責任所在が不明確であったため、長男は老親の扶養は自分だけの問題ではないと意識するようになり、次男や娘たちは、伝統的慣習から、お互い扶養責任を忌避する傾向もみられる。

この問題を解決しようと政府は、1999年から老親を扶養したり、扶養料の半分以上を負担する子どもに相続分の50%を加算するという「孝道相続制」を実施する。孝思想が急速に弱くなっていることに対する政府の懸念が高まっている。しかし、一部を除く大部分の親に子どもの扶養を誘導するだけの財産がない現実を無視したまま、国家の責任を回避しようとするものだという批判の声も聞こえる（大邱毎日新聞 1998. 9. 25）。

「多く扶養した人には多く相続を」という考え方には賛成しがたい。なぜならば、いまの韓国の風土の中では、親孝行の気持ちから援助した人が相続目当てだと思われたり、多くの財産を譲った子どもが、将来最もよく面倒をみてくれるという保証などない。また均等に残留しておいた方が、子ども全員に義務感が生じるのではないかと思われる。

#### 2. 老後の生活

韓国 Gallup 調査研究所が実施した（60才以上の老人を対象とした全国調査）結果をみることにする。「老後の生活における生活費について、あなたはどのように考えますか」については、「働けるうちに準備し、他には頼らない」は、ほとんど変化が見られなかった。また「家族が面倒をみるべきだ」は、1981年の49.4%から1996年には28.2%まで減少し、逆に「社会保障でまかなわれ

表3 老後の生活費に対する考え方

単位：%

	動けるうちに準備し、他には頼らない	家族が面倒をみるべき	社会保障でまかなわれるべき
1981	40.3	49.4	8.2
1988	51	36.3	11.7
1991	43.2	38.2	17.6
1996	41.9	28.2	29.2

資料：総務庁「高齢者の生活と意識」1997

るべきだ」は、1981年の8.2%から1996年29.2%まで増加している。このように老人自身は、子どもに頼らずに自立しようとする意志が強く、また社会保障制度を望んでいるといえる。

しかし、次の表4をみると現実はずしもそうではなく、かえって半分以上の老人が子どもへの援助を主な収入源としている。このように、現実的には子どもの扶養が最も多く、1994・98年の統計庁による調査結果（1994年62.1%、1998年58.2%）と同じ傾向にある。李佳玉（1990、1994）の調査結果からも明らかのように、生活費は家族との同居形態によって大きな違いがみられる。つまり、同居の場合子ども（特に長男）への依存度が高く、反面老人世帯の場合は子どもへの依存度が弱く、自立の傾向が強い。これから、老人世帯が増加するとともに、経済的な問題はますます重要となる。

老後の生活を子どもに依存するか否かは、社会保障制度と関連性が大きいと思われる。就業による収入がない場合、社会保障や自己保障としての老後のたくわえなどが必要となってくる。公的年金制度については、現在軍人・公務員・私立学校教職員という三つの特殊職域にのみ適用されている。しかし、制度の発足が遅かったために、加入期間20年という条件を満たせる老人は1%程度にすぎない。国民年金制度は1973年に制定されたが、1988年に一部実施され、1999年には全国民を対象にするまでになったが、まだ受給できる

表4 現在の生活費に対する主な収入源

単位：%

	自立	子供の援助	社会保障
1981	22.5	72.4	1.2
1988	34.3	63.7	1.8
1991	41.2	54.8	2.2
1996	39.4	56.3	3.7

資料：総務庁「高齢者の生活と意識」1997

人はいない。2010年には60才以上の老人の約10%、2020年には30%、2030年になってようやく50%の老人が、いまの年金制度を通じて所得保障を受けることになる（趙成南外 1998：76）。

『社会統計調査報告書』によると、1998年現在約半分ぐらいの人が、老後の準備を特別に行っていないと答えている。老後の準備がない老人たちの多くは、伝統的価値観により、子どもを資産視する意識が強く、子どものために養育費、教育費、結婚費用を過剰に支出することが、一つの要因となっているといえる。このように、多くの老人は経済的自立が困難な状況の中で、余生を送るという現状にある。従って社会保障制度が不備な場合、子どもに老後を依存せざるをえないのである。

### 3. 老親扶養責任意識

次に、老人との同居、親が生存するか否かに関わらず、老親扶養に対する統計庁（15才以上の世帯員を対象とした全国調査）の意識調査がある（表5）。「親の老後の生計は、だれが面倒をみるべきだと思いますか」については、驚くことに家族による老親扶養が1979年の59.8%から1998年には89.9%まで増加しており、それは自立つまり自己扶養が、1979年の36.6%から1998年には8.1%へと大幅に減少したことによる。

子どもの老親に対する扶養責任意識がますます増える一方だが、家族の中でだれが老親を扶養するかについては、意識の変化がみられる。「長男」は、1979年の30.6%から1991年には18.3%まで減少したが、1994年から再び増加している。「息子すべて」は、1979年の22.2%から1998年には7.0%まで減少し、代わって「子どもすべて（1991年まで）・能力ある子ども」が増加している。しかし、娘の老親扶養責任意識は低い。娘は出家外人という伝統的な規範から除外され、主に

表5 老親の扶養責任に対する態度

単位：%

						子供 扶養責任	自 立	社会ほか
	長男	息子全て	娘	子供全て	能力ある子供			
1979	30.6	22.2	0.6	6.4	—	59.8	36.6	3.6
1983	22.1	21.7	0.8	27.1	—	71.7	20.5	7.8
1988	25.2	17.8	0.5	35.8	—	79.3	15.8	5
1991	18.3	13.8	0.4	46.2	—	78.7	15.4	5.9
1994	19.6	11.4	—	29.1	27.2	87.3	9.9	2.9
1998	22.4	7	0.5	14.5	45.5	89.9	8.1	2

資料：統計庁「社会統計調査報告書」1998  
統計庁「韓国の社会指標」1983、1991、1996

息子とその役割を果たしているといえる。

また年齢、学歴、地域によって大きな差があり、「長男・息子すべて」は年齢が高く、学歴が低いほど、また農村において高い。反面「子どもすべて・能力ある子ども・自立・社会ほか」は年齢が低く、学歴が高いほど、都市において高い。以上みてきたように、子どもが親を扶養するという伝統的な意識は根強く残っているものの、だれが扶養するかについては、長男から子どもすべて、さらに能力ある子どもへと変化した。

ここで最も注目すべき点は、老親に対する家族責任論がずっと増加していることである。これについて、梁春（1984）は、韓国社会で老親扶養が行われているのは、伝統的な孝思想に立脚した社会規範が、社会保障が不十分であることなどによる社会的必要性として、大部分の人々に認識されていることによると主張している。また、張慶燮（1992、1993、1994）は、儒教的家族主義が公式教育を通じて伝えられ、社会成員によって受容される雰囲気の中で、相変わらず老親扶養は核心的な規範として維持・強化されているという。老人扶養のための具体的な政策がないまま、老親扶養という相当な負担が家族に任せられている。老親扶養は子どもの義務・道義として、これからも家族は老親の扶養担当者となりかねないのである。

表6 老人の同居状況

単位：%

	老人世帯	長男と同居	長男以外の息子と同居	娘夫婦と同居	その他
全体	41	31.4	16.5	5.9	5.2
都市	31.2	36.8	19.3	8	4.7
農村	54	23.9	13	3.2	5.9

資料：韓国保健社会研究院 1994

#### 4. 同居規範

このような状況の中で、老人への家族扶養がどのように行われているのか（表6）。

1994年の老人生活実態調査（60才以上の老人を対象とした全国調査）の結果をみると、老人の41.0%が夫婦または一人で暮らす老人世帯であり、31.4%が長男と同居し、16.5%が長男以外の息子と同居している。老人世帯を都市と農村との比較でみてみると、都市では31.2%であるのに対し、農村では54.0%と都市に比べて、農村の方がはるかに高い。このことは、1962年から実施された経済開発計画による産業構造の変化に伴う若年労働力の都市への集中化による結果とみることができる。産業化による人口の都市集中化は、子どもを都市へとおし出し、特に都市との経済格差の大きい農村の老人の老後不安を増大させているといえる。農村における老人扶養は、老人

表7 老人の居住形態

単位：%

	老人世帯	長男と同居	長男以外の 息子と同居	その他
1974	11.9	54.2	10.8	21.3
1981	19.8	47.3	18.3	11.3
1985	20.5	39.4	12.6	24.7
1989	22.9	53.7		23.4
1994	41	31.4	16.5	5.2

資料：玄斗日－1974 金兌玄－1981  
 韓国保健社会研究院 1985、1989、1994

世帯の増加、交通の不便、老人福祉施設・医療施設の不足などと関連して都市とは異なる形で社会問題化されると思われる。

一般的に韓国の老人は、伝統的な規範から長男との同居を望んでおり、それを裏付ける資料もある(表7)。たとえば、長男との同居は1974年の54.2%から94年には31.4%まで減少し、逆に老人世帯は1974年の11.9%から94年には41.0%へと大幅に増加している。長男が親と同居するという伝統的な意識は弱くなっているものの、社会保障制度が発達していない韓国では、夫婦の片方が死亡するか、あるいは病気で床に伏せるかすると、最終的には子ども特に、息子の元に身を寄せることになり、息子との同居率はかなり高い(1974年65.0%、81年65.6%、85年52.0%、94年47.9%)。

同じ1994年の調査結果によると、子どもとの同居を希望する理由として、「子どもと一緒に住むのがよい」23.6%で最も多く、その次に「一般的な慣習だから」22.1%、「寂しいから」21.1%となっている。また、子どもとの別居を希望する理由としては、「別々に住むのがよい」73.4%で最も多く、次に「子どもと一緒に住むのをいやがるから」が8.6%だった。この結果から老人の意識は大きく変化しており、老人自ら別居を望んでいることが分かる。若い人たちとは考え方もライ

フスタイルも異なるので、一緒に暮らしてお互い不愉快な思いをするより、別居する方がよいと考える老人が増えているということである。

近年の傾向として、老人一人暮らし・夫婦のみといった老人世帯が増加している。これらの大部分の老人は、将来子どもとの同居を希望しているが、(特に子どもたちの)特殊な社会、経済的な事情あるいは、子ども夫婦との心理的な尻藤のため別居しているケースが多い。もちろん経済的な能力のある老人の中では、積極的に夫婦中心の老後を設計するという新しい傾向もみられる。前者を受動的核家族化、後者を能動的核家族化と呼ぶことができる(張慶燮 1992: 178)。受動的核家族化の場合、別居のための心理的適応と物質的基盤の不足で、不安定な生活を経験する可能性が高いといえる。宋・尹(1989)の調査では、子どもに経済的に依存している老人は、自立している老人より孤独を感じる程度が強かったと報告している。また朴在侃外(1996)も経済的に依存しない場合、親子関係が円満であることを明らかにした。

すなわち、老人が家庭あるいは社会の一員として人間らしく生きていくためには、経済的な自立が必要とされる。経済的に自立できない状態で、子どもと同居するのは、老人の地位を低くさせる可能性がある。老人の立場において経済的な自立こそが、子どもとの同・別居を自主的に選択しうる基本条件であることを見逃がすわけにはいかない。

#### 第4節. 老人扶養政策

韓国は老人扶養について家族扶養の優先政策をとっており、法においても老親扶養の第1次責任は家族にあると成文化している(家族法第974条)。そして、1981年に公布された韓国の老人福祉法は、今後深刻化する老人問題に対して、あら



かじめ備えようとするものであり、モデルとされる日本の老人福祉法に近い内容となっている。法の目的や基本理念については、概ね同様な部分が多いが、敬老孝親の倫理と伝統的家族制度を維持するために、これを法律で規定した点については、かなり異なった部分がある。

「家族制度の維持発展」と「親孝行及び敬老精神」を強調し、第三条に「国家と国民は、敬老孝親の美風良俗に基づく健全な家族制度が、維持・発展されるように努力しなければならない」という消極的な態度をとっている。つまり、戦前の日本のように家族員の犠牲による私的扶養、すなわち、老人は家族で扶養するということを奨励している。それはイエ制度の廃止や親孝行精神の希薄化が、家族のもつ老親扶養の機能を弱めたとされる日本のてつを踏まないための措置と考えられる。

韓国の老人福祉政策の基本方向は、‘先家庭保護、後社会保障’である。いかえると、敬老孝親思想を広めて老人問題を予防し、家族の老親扶養機能の強化を通じて、老人問題を家庭内で解決しようとしている。また敬老孝親思想・老人の扶養意識を高めるため、親と同居する子どもの経済的負担を減らすため、老人政策事業を実施している。具体的な内容は、次のとおりである。

- ・父母の日（5. 8）及び敬老週間（5. 8～5. 14）の行事を行う
- ・老人の日（10. 2）及び敬老の月（10月）を制定
- ・孝行者褒賞－250人に対する国民勲章を授与
- ・老父母奉養手当の支給－公務員を対象に一人当たり月15000ウォンを支給
- ・相続税控除
  - ①住宅相続税控除－三世代以上住み続けた住宅あるいは5年以上同居した人が相続する住宅の場合、住宅価格の90%を1

億ウォン限度内で追加控除

- ②相続税人的控除－60才以上の者に対して一人当たり3000万ウォンを控除

・所得税控除

- ①扶養家族控除－父母（男60才、女55才以上）を扶養する直系扶養者に対し年間100万ウォン控除
- ②敬老優待控除－扶養家族の中で65才以上の老人と生計をともにした者に対し年間50万ウォン控除
- ③譲渡所得税免除－父母（男60才、女55才以上）・子どもが各自住宅を所有し別居したが、世帯をともにする場合譲渡所得税を免除

・住宅資金割増支援

- －本人または配偶者の直系尊属（男60才、女55才以上）と2年以上同居した世帯主で、個人住宅の新築、購入及び改良時1000万ウォンまで割増支援

・無住宅老父母扶養者に対する住宅分譲優先権付与

- －無住宅者が有住宅者である60才以上の直系尊属を扶養する場合、無住宅と認定し住宅請約資格付与などが提供されている。

しかし、このような老人同居家族に対するさまざまな事業は、実質的にそれほど効果はなく、老人同居のための誘導策としての役割を果たしていない。老人扶養が単純に家族員の道徳的義務で終わるのではなく、国家の政治的責任の一部だという認識の転換が必要である。

## 終わりに

従来韓国社会は儒教思想に基づく社会であり、父系血縁を中心とした家族形態を保持し、老親の扶養は長男の義務とされてきた。しかし、産業化と都市化によって家族は形態・意識の面で大

大きく変化し、それは老人扶養にも大きな影響を及ぼしている。長男の義務とされてきた老親扶養は、意識面において長男から子どもすべて、さらに能力ある子どもへと変わってきたのである。ところで、現実の生活では、いまだ長男への依存度が根強く、父系・直系家族制度は根本的に変わっていないのである。そこに理想と現実のギャップがある。

すなわち、現実の家族が小規模化し、あるいはその構造が単純化しているという事実が、直ちに父系・直系家族を理想とするという一種のイデオロギーを消滅させるわけではない。逆に、現実には核家族を形成しているが、別居している扶養すべき親がある場合に、だれが担当するのか、あるいは父系・直系家族のイデオロギーがあるゆえに出産、ことに男子の出産が期待され、それが満た

されるまで出産行動が繰り返される。産業化の進展の中で、平均家族員数が1995年現在3.3まで減少し核家族となり、また都市への人口移動によって直系三世家族の生活を困難にしている。しかし、老親扶養の義務がなくなったわけではないし、孝の精神がなくなったわけではない。そこに強い罨藤が生じ、個々人は悩まざるをえないのである。

家族の老人扶養機能の低下は、もはや敬老孝親の倫理規範だけでは解決できなくなり、敬老孝親の倫理普及と並行して、老人同居家族に対する実質的な支援政策が必要とされる。なにより、まず老人の経済的自立が優先されなければならない。今後、社会的な支援政策が保障されない限り、家族は形態上核家族であっても、意識の面では父系・直系家族を維持せざるを得ないのである。

#### 参考文献

- 張慶燮 1992「核家族イデオロギーと福祉国家」『経済と社会』韓国産業社会研究会。  
——— 1993『韓国近現代家族の再照明』韓国社会史研究会 39 文学と知性社。  
——— 1994「韓国家族の理念と実態」『哲学と現実』哲学文化研究所。  
趙成南外 1998『高齢者社会と中高年老人の社会活動』集文堂。  
韓南濟 1984『韓国都市家族研究』一志社。  
服部民夫 1976「韓国と日本の家族についての一視角」『アジア経済』17-3。  
——— 1999『変容する世界の家族——韓国』ナカニシヤ出版。  
玄斗日 1974「老人の扶養に関する研究」建国大学校博士学位論文。  
林鐘權 1985『韓国老人の生活実態』韓国人口保健研究院。  
金香男 1997「若年層の家族意識の変化」『同志社社会学研究』創刊号。  
——— 1998「韓・日大学生の家族意識の比較」『ウリ社会研究』5号。  
金兌玄 1994『老年学』教文社。  
——— 1981「韓国における老人扶養の問題」高麗大学校博士学位論文。  
李佳玉 1989『老人単独世帯の実態に関する研究』韓国保健社会研究院。  
——— 1990『老人扶養の研究』韓国保険社会研究院。  
——— 1994『老人生活実態分析及び政策課題』韓国保険社会研究院。  
朴在侃外 1996「老人扶養構想圏に関する意識調査」『老人福祉政策研究』冬号。  
徐炳淑 1991『老人研究』教文社。  
愼コンハ・張慶燮 1996『21世紀韓国の家族と共同体文化』知識産業社。  
宋ギョンスユク・尹ギョニア 1989「老年期の孤独感」『韓国老年学』9号。  
梁春 1984『青少年問題と老人問題』正音社。

参考資料

- 韓国女性開発院 1996『女性統計年報』。  
韓国日報 1999年9月27日。  
総務庁 1997『高齢者の生活と意識』中央法規。  
統計庁 1983 1991 1996『韓国の社会指標』。  
統計庁 1998『地域統計年報』。  
統計庁 1998『社会統計調査報告書』。  
統計庁 1998『統計でみる大韓民国50年の経済社会上の変化』。  
大邱毎日新聞 1998年9月25日。